ＣＣＵＳ登録推進・窓口開設情報　　２０１９年２月２５日（月）

建設キャリアアップシステム ニュース 第25号

東京土建一般労働組合　CCUS対策担当発

支部の動き

キャリアアップシステム、具体的な相談になってきてます

杉並、CCUS 関連で加入３人！

2月上旬、非組合員の内装・防音を施工する㈱A社の方が来所。「労災特別加入に入りたい」とのこと。聞くと「元請の大成建設等の指示で、1次会社からCCUS登録をよびかけられ、申請書をつくっていて確かめたら、役員の労災特別加入が喪失していたことが分かった。至急、組合で加入手続きをしたい」とのことでした。

CCUS窓口であることと組合業務全般を広く事業所に知らせていくことで拡大につながっています。

荒川支部で40人の登録予定

組合内事業所が、「大成建設の現場に入るにあたって登録をしたい。従業員のうち40人の代行申請を申請したい。」と相談。2月1日支部から本部に、「本人を確認するのに、自動車免許証などを提出できない人が多数いる、どうしたらよいか」などの相談がありました。

CCUSは、偽名での就労をなくし、低賃金構造を改革するという目的を実現するため、受付段階では写真のある証明による本人確認を重視しています。

支部では免許証のない場合は、住民票や健保証などの証明書類2枚の添付と写真と本人との確認を必ず行っていただき、登録申請をすることとなります。

社員には非組合員がいる模様で、支部では新たな拡大対象の掘り起こしにつなげようとしています。

狛江支部では窓口開設へ

認定登録機関設置の申請を済ませ、機器設置も3月15日に済ませることになりました。

今後、書記局体制がととのったところで、建設業振興基金のホームページに窓口を公開する予定です。

台東支部の役員が登録

支部の技対部長が事業所の登録申請をしたいと支部に相談の上2月18日、本部に来所、登録を済ませました。

事業者IDが発行され次第、技能者登録も行う予定です。ほかにも組合内事業所の相談があります。

支部書記のCCUS書類対応能力がだんだん引き上がっています。

中野支部の事業所、ネット申請

「振興基金から、東京土建本部を紹介された」と、組合内事業所の㈱M社の方が2月15日に来所。聞くと「上位会社ゼネコンの安藤間が会社の代行申請をするため、登録内容を提出してほしいと言われた」とのこと。本部から支部には裏付け添付書類などのアドバイスをしました。

社員は技能士資格を保有する若い方が多く、支部で具体的な活動を紹介する接点づくりの可能性を秘めているようでした。

国交省が「建設技能者の能力評価制度に関する告示（案）」を公表

建設技能者の定義を告示で示す予定

技能者はCCUSに登録を

国交省は2月４日、「建設技能者の能力評価に関する告示（案）について」を公表し、近日中に告示される予定です。

現在「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」とそのもとに設置された「建設技能者の能力評価基準づくりワーキンググループ」において技能評価に関しての各職別制度にむけた「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（案）」づくりがすすんでいます。

告示案の中では、建設技能者を「工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち、当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者」と定義しています。

公的な性格を帯びるCCUS

CCUSは任意の制度でありながらも、公的な性格を帯びたものになっています。技能者の「技能や経験に見合った賃金の支払いなど、建設産業における技能者の処遇改善をしている『制度インフラ』になる」（建設通信新聞2／4）ものです。

支部に配信、制度の理解を
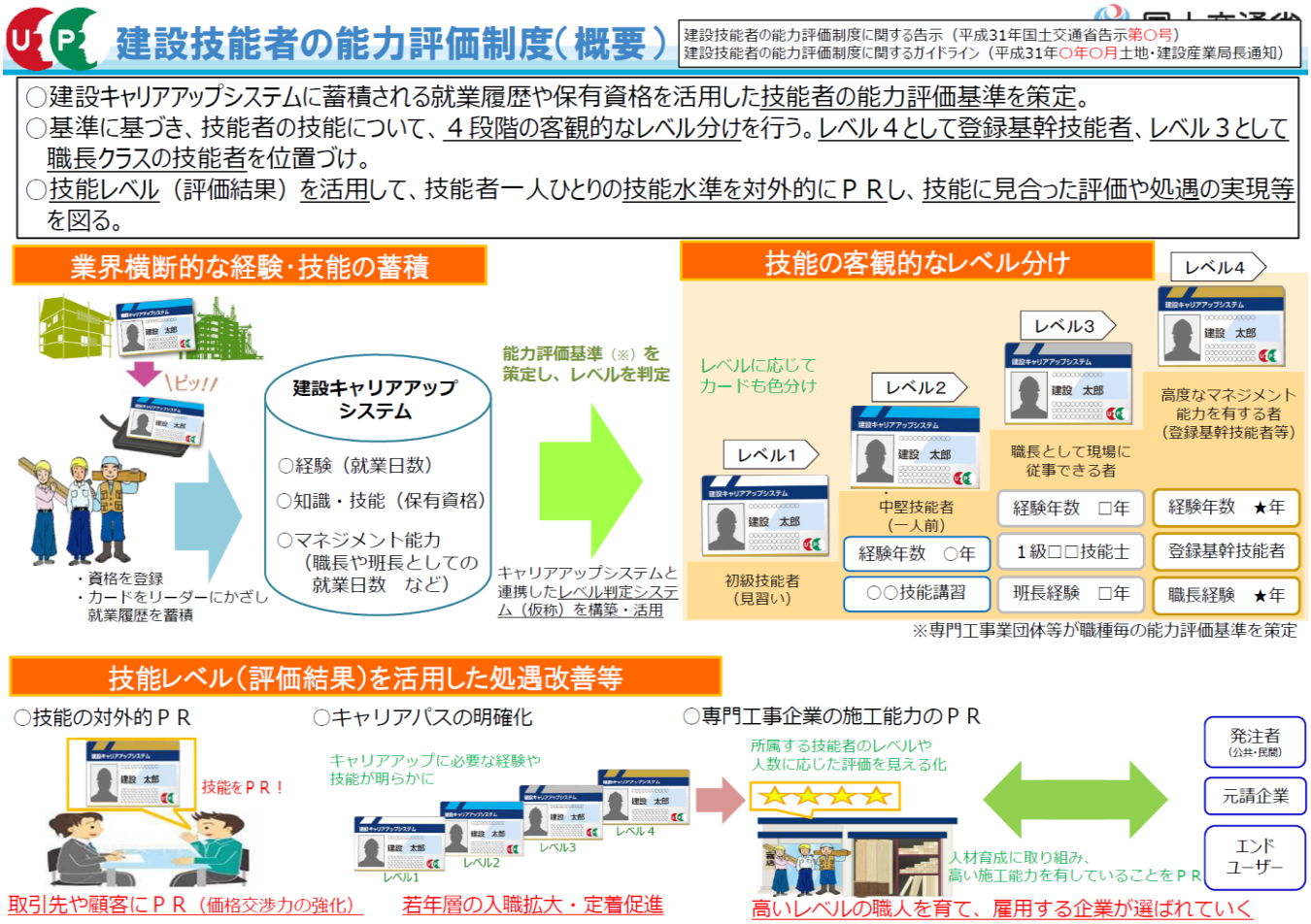
告示案とガイドライン案については、各支部へ2月５日にメール配信しました。技能を賃金に結びつけ労働条件・処遇改善に必要となる制度内容を理解しましょう。